船橋市学校体育施設開放事務の基本的な流れ（年間スケジュール）

学=学校，運=運営委員会，団=利用団体

月	項　目 ※別紙に詳細を記載	教育委員会		学校・運営委員会・利用団体		
		送付日等	内　容	提出日等	担当	内　容
12	次年度登録用申請書等送付	１２月中	・学校を通して運営委員会に配布	１２月中	学	教育委員会から受理（集配）
1	次年度登録用申請書等配布			学校から受取り次第	運	今年度登録団体に配布
	広報ふなばしへの掲載	1月15日	・１/15号に新年度の登録団体募集記事を掲載			
2	次年度の登録団体申請の受付　※１			２月１５日まで	団	登録を希望する団体は、 希望校の運営委員会に申請書類を提出
	運営委員会・使用調整会議の開催　※２			２月１６日から２月末日まで	運	申請書等をとりまとめ、**運営委員会議を必ず開催**し登録の可否について審議 ・申請団体へ会議の日程連絡 ・会議において使用調整を行う
3	各書類の提出　※３		・運営委員会から書類を受理	３月１日まで	運	以下の書類を提出（※生涯スポーツ課及び学校） ・学校体育施設使用登録団体申請書※ ・登録団体員名簿※ ・学校体育施設使用にかかる確認書（生涯スポーツ課のみ） ・学校体育施設使用登録団体申請審議結果表の写し※
	可否決定通知書の配布	３月中	・学校を経由し、運営委員会あてに配布。	３月末日まで	学 運	学校は可否決定通知書を運営委員会へ配布。 運営委員会は学校から受け取り次第、各団体へ配布。
4	各書類の提出　※３			4月15日まで	運	以下の書類を生涯スポーツ課に提出 ・学校体育施設週間使用表 （運動場・体育館（武道室）各１部） ・学校開放運営委員会名簿 ・後期実施状況報告書（１０月～３月分） ・後期空調設備利用状況報告書（１０月～３月分）
5	業務委託契約の締結 ※４	書類整い次第	・運営委員会あてに契約書、請求書を送付 ・４月１日付けで締結し、運営委員会へ契約書を送付 **（全校の運営委員会から書類が整い次第、事務処理を行いますので、提出日の厳守にご協力下さい）**	６月中	運	・会長は契約書を確認後、署名、押印のうえ生涯スポーツ課へ提出。
	学校開放用石灰の配布	５月中	・開放用石灰の購入・配布(全校：各５袋) ※運動場開放校のみ配布	５月中	学	・学校用とは区別して保管。
7	委託料の支払い　※５	書類整い次第	・各運営委員会口座に振り込み、振り込み通知発送	７月末頃	運	・振込確認後、口座から払い出し。
8	次年度開放事業調査	８月上旬	・各学校あてに調査依頼	８月末日まで	学	・学校は運営委員会と情報共有し、生涯スポーツ課へ提出
10	報告書の提出	１０月上旬	・各運営委員会へ提出依頼	１０月末日まで	運	・前期実施状況報告書（４月～９月分） ・前期空調設備利用状況報告書（４月～９月分）
随時	可否決定通知書の配布 （途中申請受付分）	月末	４月以降の申請団体の可否決定通知書は、運営委員会会長へ郵送します。毎月、15日〆で月末に送付、年度内最終受付は１２月１５日まで。	毎月１５日まで	運	・４月以降に団体から申請があった場合は、申請書類を取りまとめ、生涯スポーツ課及び学校へ提出。（１５日〆で翌月から使用可） ・学校体育施設使用登録団体申請審議結果表を生涯スポーツ課及び学校に再提出。